

平成15年12月4日
(財)全国町村議員会館
大會議室(2階)
午前10時から12時30分

第4回深夜・早朝における医薬品の
供給確保のあり方等に関する有識者会議
議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方に
ついて
- (2) その他

第4回深夜・早朝における医薬品の
供給確保のあり方等に関する有識者会議
配 布 資 料

資 料 1 地域の薬局・薬店による深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保体制の充実方策

資 料 2 深夜・早朝における情報通信技術の活用を認める場合の考え方

参考資料 1 本有識者会議においてご議論いただくポイント

参考資料 2 薬剤師の常時配置関係条文・通知

参考資料 3 薬剤師による実地管理に関する通常の時間帯と深夜・早朝における差異について

参考資料 4 深夜・早朝における医薬品の一般販売業者が行う医薬品の無料提供事例について

参考資料 5 諸外国における一般用医薬品販売規制等について

地域の薬局・薬店による深夜・早朝における 一般用医薬品の供給確保体制の充実方策

1. 海外の取組も参考にした新たな取組み
2. 地域の各薬局・薬店への協力依頼
3. 取組みについての地域の住民への周知
4. 地方公共団体、他の薬局・薬店との連携

深夜・早朝における情報通信技術 の活用を認める場合の考え方

1. 基本的考え方

- (1) 深夜・早朝の時間帯における一般用医薬品のニーズは、この時間帯での地域における社会経済活動の状況や購入者等の病状等に応じて異なりうるものである。
- (2) 深夜・早朝においては、通常の時間帯と比べ、以下のように、薬局・薬店の業務についての特殊性があると考えられる。
- ① 通常、購入者等の数が相当少ないとから、購入者等への服薬指導・情報提供、副作用情報の収集、従業員の監督等の業務量は少ない
 - ② 通常、卸売業者からの医薬品等の納入やこれに伴う陳列等が行われないことから、医薬品等の管理の業務量は少ない
- (3) その一方で、深夜・早朝であっても、医薬品を必要とする個々の購入者等に対し服薬指導・情報提供等を確実に行うためには、薬剤師との対面によることが最も望ましい。
- (4) このため、通常の時間帯において、薬剤師の常時配置による適正な医薬品等の管理が行われる場合には、その効果が深夜・早朝にも及びうことを勘案すれば、購入者等への服薬指導・情報提供、副作用情報の収集等の確実な実施を前提に、一定の条件の下、深夜・早朝の時間帯において、テレビ電話等の情報通信技術を用いた医薬品の販売等を認めて差し支えないものと考える。

2. 1 (4) の「一定の条件」の考え方

- (1) 「深夜・早朝」の時間帯
- (2) 対象となる医薬品の範囲（指定医薬品等の除外）
- (3) 活用する情報通信技術の種類（テレビ電話など）、性能等
- (4) 薬局・薬店が確保すべき具体的な要件
 - ① 副作用の発生等、緊急時における対応体制（薬剤師の待機等）
 - ② 服薬指導・情報提供等の責任の所在の明確化
 - ③ 医薬品の販売時のテレビ電話の活用の義務づけ
 - ④ 薬剤師による医薬品の管理、従業者の監督等の確保（巡回、従業員による報告又はテレビ電話による管理等）
- (5) 薬局や薬種商についてテレビ電話の活用を認めるか
- (6) 深夜・早朝において、通常の時間帯と同程度に医薬品の納入等がある場合の薬剤師の対応
- (7) 「カタログ販売」を行う際の薬剤師の対応
- (8) 地方自治体による監視の方法
 - ・通常の時間帯において薬剤師が常時配置されていることの確認
 - ・緊急対応を行う薬剤師の氏名等の届出
 - ・テレビ電話による対応時の業務記録の確認 等